

○議長 赤嶺奈津江さん ただいまから令和8年第1回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 赤嶺奈津江さん 本日の会議に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。本定例会は、令和8年度当初予算を審議する議会であります。本日までに提出された案件は、令和8年度の一般会計予算をはじめ国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業会計及び土地地区画整理事業の予算5件、条例9件、その他1件の合計15件の議案と報告3件、諮問2件、陳情1件が予定されております。また追加議案として後日、令和7年度一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算5件、教育長の任命について提出されることになっております。会期日程及び議案等の取扱いについては、去る2月19日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので、各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査及び調査の報告がなされるようお願いいたします。

あらかじめ、町長をはじめ執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますよう議案を提案する場合、関係資料を準備し議場に臨んでいただきたいこと。次に、予算関係議案の説明に当たっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には、特に資料提供や分かりやすい説明方法に努めていただきたいこと。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合には、その理由を明らかにするなど、ご留意いただきたいと思います。

次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算などの場合は所管課での待機、職務に専念することを基本としておりますのでよろしくお願いいたします。

終わりに、議員各位におかれましては、議案審議がスムーズに行われるよう、また、適正妥当な議決に達されますようお願い申し上げ開会の挨拶といたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元の会議システムに保存してありますので、ご確認ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番 西銘多紀子議員、5番

伊佐園恵議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、会期は24日間と決定しました。なお、会期日程につきましても、会議システムに保存してありますので、ご確認ください。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3．議長諸般の報告を行います。令和7年度第4回定例会から本日までの諸般を報告いたします。主な事業につきまして報告します。令和8年南風原町新年宴会及び叙位・叙勲受章者祝賀会が1月7日に開催され、6名の皆様の叙位・叙勲の受章報告がございました。また、先月の1月8日から1月31日までの間、入院加療により留守中の公務対応につきましては、浦崎副議長並びに議員の皆様には大変お世話になり感謝申し上げます。その間に、南風原町社会福祉協議会が法人化50年を記念した第7回南風原町社会福祉大会が1月15日に開催され、浦崎副議長が代理出席し、19団体、155名の皆様の日頃の活動を称えた表彰もあり盛会であったとの報告がございました。その他の事業につきましては、事業名、日時、開催場所について日付順に記載しておりますので、各自お目通しください。

次に、南部地区市町村議会議長会定例総会が令和8年1月9日に、沖縄県町村議会議長会第55回定期総会が令和8年2月24日にそれぞれ開催され、本会の令和8年度事業計画及び一般会計予算について、全会一致で承認されました。沖縄県町村議会議長会第55回定期総会において、全国町村議会議長会から議会活性化の功績による表彰伝達及び沖縄県町村議会議長会広報コンクールにおいて、本町議会広報誌が奨励賞の表彰伝達が行われました。これは、議会活性化調査特別委員会、広報委員会の委員の皆様はもちろんのこと、全議員のご協力のたまものでございます。

また、自治功労者表彰（町議会議員15年以上在職）の伝達も行われ、私と照屋仁士議員が表彰を受けまし

た。なお、本日の議会終了後、議場において伝達式を行いたいと思います。

次に、本日までに受理した令和7年受付の陳情第19号をお手元に配付したとおり、総務民生常任委員会へ付託しましたのでご報告いたします。内容については、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、那覇市・南風原町環境施設組合、南部広域市町村圏事務組合、南部広域行政組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合の各一部事務組合等の議会の報告が提出されております。

また、町監査委員から例月現金出納検査結果の令和7年11月、12月、令和8年1月分の報告書及び令和7年度定期監査・行政監査及び財政援助団体等に対する監査の結果報告書が提出されております。

また、教育委員会から、令和6年度教育事務点検評価報告書が提出されておりますので、各自お目通しください。以上をもって諸般の報告といたします。

本日、大城勇太議員より欠席届が提出されておりますので、欠席の報告をさせていただきます。以上です。

次の日程に入る前に、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長 赤嶺正之君 皆さん、おはようございます。町政一般報告の前に議長のお許しを得まして、おわびを申し上げます。と申しますのも、本日の日程にあります専決処分の報告第2号と第3号でございますが、本事案は令和7年3月と11月に発生しており、損害賠償の額が決まった時点で専決処分をし、直近の議会で報告すべきでございました。しかし、専決処分に関する認識不足のため、専決処分をせず、また議会への報告も時期を失してしまい、不適切な事務処理となってしまうしました。私は、本事案の処理について、改めて専決処分を行い、速やかに議会へ報告すべきと判断し、本日の報告案件とさせていただきました。組織の責任者として、このたびの不適切な事務処理について、町民皆様並びに議員各位におわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程に入ります。日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。町長に代わりまして町政一般報告を行います。初めに、総務部総務課関係について申し上げます。12月13日に「第

23回ちゅら島環境美化町内一斉清掃」を開催しました。町内外から町民、各種事業所や親子連れなど268名の参加があり、黄金森公園周辺の草刈りと清掃を行いました。1月6日に中央公民館黄金ホールにおいて、町新年宴会を開催し、1部と2部を合わせ444名の参加がありました。2部では、令和7年中に叙位・叙勲を受章された8名の祝賀会を行い、その栄誉を讃えました。

1月24日に南風原小学校において、総合防災訓練を実施しました。電子申請による避難所受付訓練、東部消防職員によるAED講習や濃煙体験、南部水道職員による給水訓練、自衛隊による家屋倒壊救助デモ、炊き出し訓練を行い、地域・関係者約160名の参加がありました。今後も定期的に訓練を行い、防災意識の向上に努めてまいります。

次に、選挙管理委員会関係について申し上げます。2月8日に第51回衆議院議員総選挙を執行しました。有権者数3万1,774人に対し、小選挙区の投票者数は1万8,070人、投票率は56.87%で、前回より4.62ポイント増、比例代表の投票者数は1万8,069人、投票率は56.87%で、前回より4.63ポイント増の結果となりました。なお、今回の比例代表選挙において、開票結果の修正を行う事案がございました。今後は開票事務の確認体制をより一層強化し、再発防止に努めてまいります。

次に、企画財政課関係について申し上げます。2月6日に企業版ふるさと納税として、Community Mobility株式会社より寄附がありました。本町の住みよいまちづくりに活用してまいります。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。1月15日に中央公民館において、第7回南風原町社会福祉大会を開催し、本町の社会福祉事業に功績のあった個人155名及び19団体に顕彰を行いました。1月21日に浦添市において沖縄県赤十字大会が開催され、本町からは赤十字奉仕団員4名及び協賛委員5名の計9名が、これまでの献身的なご尽力に対し表彰をされました。令和8年4月からの利用申込者数は、2月末時点で保育所等1,883名、放課後児童クラブ1,272名となっております。児童手当支給児童を対象とした、1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当は、5,116世帯に対し、順次案内通知等を送付しております。第1回目の支給は3月4日を予定しており、引き続き速やかな給付に努めてまいります。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。2月13日に総合保健福祉防災センターにおいて、「広げてつなごう支え愛の輪～地域のお宝発表会」を開催し、約50名の参加がありました。高齢者が住み慣れた地域で

安心して自分らしく暮らし続けていくために、宮城さわやか体操クラブと山川メンター原会の活動報告を行い、「南風原町の暮らしの中のお宝」として認定証を贈呈いたしました。2月18日に中央公民館黄金ホールにおいて、「成年後見制度支援者向け研修会」を開催しました。高齢・障がい分野の支援に関わる事業所等職員約40名が参加し、意思決定支援の講話や意見交換を行いました。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。2月1日から地域公共交通モビの乗降ポイントを408か所に拡大し、利用者の利便性向上を図りました。引き続き持続可能な地域公共交通を目指して取り組んでまいります。2月6日に南風原南インターチェンジ周辺地区、津嘉山南エリアの土地利用の転換に向け、発起人会において事業化検討パートナーの2次審査が行われ、優先交渉者が選定されました。2月13日に南風原町都市計画審議会が開催され、津嘉山南地区の「市街化調整区域の地区計画の決定」に向けた審議を行いました。地区計画を策定することにより、計画的かつ適正な都市的土地利用を誘導し、地域の発展につなげてまいります。

次に、都市整備課関係について申し上げます。2月16日に神里構造改善センターにおいて、町道9号線の武川良橋架け替え工事に関する住民説明会を開催しました。工事着手に際し、広報誌や町ホームページなどを活用し周知を図るとともに、安全対策を徹底し、円滑な工事の推進に努めてまいります。

次に、産業振興課関係について申し上げます。1月24日・25日、イオン南風原ショッピングセンターにおいて、「ルンルン!!はえばるフェスタ」が開催されました。会場では、南風原町地域ブランド認定商品「はえばる良品」認定証授与式や、本町のイチオシ良品の展示、販売が行われ、多くの方々の来場がありました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。1月12日から24日まで、黄金森公園陸上競技場において、名古屋グランパス春季キャンプが行われました。キャンプ期間中には子どもたちを中心に様々な連携事業が行われ、多くの町民が名古屋グランパスに関わる機会を創出することができました。2月10日から19日まで、黄金森公園野球場において女子ソフトボールチームHONDAリヴェルタの強化合宿が行われ、期間中には子どもたちを対象にソフトボール教室を開催し、町民との交流を図りました。今後ともスポーツキャンプを誘致するとともに、町民との交流事業を実施してまいります。2月17日に、「令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」に関して、教

育事務点検評価審議会より答申を受けました。今議会定例会に報告書を提出しておりますのでお目通しください。2月27日に、有限会社アカミネより寄附がありました。本町の教育の充実や人材育成事業において有効に活用してまいります。

次に、学校教育課関係について申し上げます。1月18日に町立小中学校において学校公開を行い、多くの保護者や地域の皆様に参観していただきました。午後からは、中央公民館黄金ホールにおいて「教育の日」に関連した教育長表彰を行い、教育功労者1名、学習に主体的に取り組んだ児童生徒156名を表彰しました。2月3日にイカリ消毒沖縄株式会社より町立幼稚園、小中学校へ消毒液22缶の寄贈がありました。子どもたちの衛生環境の維持向上に活用してまいります。町立幼稚園の認定こども園化に向け、2年間関係部署で調査を行いました。その結果、社会状況変化や幼稚園運営の現状等を総合的に判断し、現行体制で運営を継続することといたしました。今後も研さんを重ね充実した園運営に努めてまいります。

次に、生涯学習文化課関係について申し上げます。12月22日に中央公民館研修室において、国際交流事業研修報告会が行われました。本研修先のハワイでのホームステイやイオラニスクールでの体験入学、ハワイ町人会との交流などを通じて、団員から「研修を通じて得たつながりを大事にしていきたい」や「もっと海外のことについて学びたい」などの感想がありました。中央公民館黄金ホールにおいて、「はたちの集い」が開催され、約300名の参加がありました。式辞・祝辞を受け、代表者2名が新成人メッセージとして親への感謝や社会人としての決意を述べたほか、久しぶりの再会で写真撮影や談笑するなど、和やかな集いとなりました。1月18日に、中央公民館黄金ホールにおいて、南風原町地域学校協働本部事業（学校応援隊はえばる）のボランティア懇親会が開催され、地域ボランティアや学校・町関係者約150名が参加しました。参加者からは「多くの参加者と交流ができて非常に有意義でした」や「子どもたちのビデオメッセージが励みになった」などの声が挙がっていました。2月7日・8日に中央公民館において、「第46回生涯学習・公民館まつり」を開催しました。3自治会による自治公民館活動実践発表会や舞台発表、また中央公民館サークルによる舞台発表や作品展示等が行われ、今後の活動及びネットワークの充実・発展につなげました。以上を申し上げ、令和8年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上をもって町長の町政一

般報告を終わります。

日程第5．町長の施政方針

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5．町長の施政方針を行います。町長より施政方針の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長 赤嶺正之君 令和8年第1回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ち、私の町政運営に対する所信を申し述べ、町民皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、私は平成30年5月の町長就任以来、未来へつなぐ「愛・夢・安らぎ」をスローガンに掲げ、南風原町総合計画の将来像である「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現と、町民皆様との公約である7つの政策に全力で取り組んでまいりました。

任期期間中は、保育待機児童の解消、高校生年齢までの医療費無償化の拡大、若年妊産婦支援や若者支援などを通じて、安心して子育てができる環境の整備に取り組みました。

また、高齢者のタクシー初乗り料金の助成や、加齢性難聴者に対する補聴器購入費の補助などを実施し、高齢者にもやさしい福祉のまちづくりに取り組みました。

教育分野では、幼稚園及び小中学校全教室へのクーラーの設置、北丘小学校体育館の建て替えやプール改築、GIGAスクール構想の推進、さらには医療的ケア児に対する看護職の配置など、誰もが安心して学ぶことができる教育環境の充実に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けた町民や事業者に対し商品券配布など、その時々状況に応じた生活支援策を講じました。令和8年度も町民へ1万円の商品券を配布するほか、水道基本料金の3か月分支援などに取り組めます。

男女共同参画においては、女性デジタル教育・就労支援に取り組みました。

道路整備では町道73号線と津嘉山中央線の一部を完了しました。また公園事業は、津嘉山公園整備を重点的に取り組んだことで、令和8年度に全面供用開始を予定しております。

津嘉山北土地地区画整理事業は、令和6年度までに全体面積の約65%を整備しました。下水道事業の汚水整備は、本部、喜屋武、照屋地内を、雨水整備は照屋地内の整備を重点的に進めました。

都市計画においては、都市計画マスタープランの改

定を行い、市街化区域の拡大、用途地域の変更、地区計画の策定を実施しました。

交通政策では、交通基本計画及び総合交通戦略を策定し、モビの実証運行に取り組んでおります。

自治体DXは、DX推進班を新設し行政手続のオンライン化の推進など、行政サービスの利便性の向上に取り組みました。

財政運営では、厳しい財政状況の中、第三次財政健全化計画を策定し、国民健康保険特別会計の累積赤字の解消や財政調整基金の確保に取り組むなど、健全で持続可能な財政基盤の確立を図りました。

私の任期も、残すところ2か月余りとなりましたが、平和・教育・文化・福祉・子育て支援等の様々な分野において、引き続き町民皆様の声に真摯に耳を傾け、共に歩む姿勢を大切にしながら、残された任期を全うしてまいります。

それでは、令和8年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

ともにつくる黄金南風の平和郷について 令和8年度は、第五次南風原町総合計画の最終年度でございます。これまでの施策について総括的な評価・検証を行い、その成果と課題を次期総合計画へと着実に引き継ぐことで、持続可能なまちづくりの基盤を確かなものとしてまいります。

そして、この節目の年にあたり、これまで掲げてきた「平和」「自立」「共生」の基本理念の実現に向け、その歩みを確かなものとし、将来像である「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指してまいります。

平和行政では、町民平和の日を中心に、子ども平和学習交流事業による小学生の派遣、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用など「平和」の尊さを願う町民の心を国内外へ発信し、平和なまちづくりを推進します。

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて 町民への情報提供の強化に向けて、町公式ホームページに続き、公式LINEのリニューアルにも取り組み、町民が最新の行政情報をタイムリーに受け取れる環境を整備します。引き続きSNSなど、多様な媒体を効果的に活用し、迅速かつ確実な行政情報の発信に取り組めます。

さらに、町民との双方向コミュニケーションを一層促進するため、まちメールなどに加え各種委員会への公募委員の積極的な登用や、パブリックコメント制度の活用など幅広い対話の機会を確保します。

これらの取組を通じて、町民の町政への参画を推進し、その声が町政に適切に反映するよう努めます。

きらきらと輝く人が育つまちについて 家庭教育、

ふるさと教育、学校教育を通じて、自ら考え、決め、行動できる人を育てます。人と人のつながりを大切に、より大きな力を発揮できる環境を整えるため、家庭と学校、地域が丸丸となって取り組みます。

学校教育においては、学校運営協議会を中心とした「地域とともにある学校づくり」を推進し、地域と学校が連携・協働した地域学校協働本部（学校応援隊はえばる等）の活性化を図ります。また、基礎学力の土台である「読み解く力」を強化するため、新たに研究推進校を指定し「確かな学力」の向上を図り、さらにICTを最大限に活用し「わかる授業」を展開します。登校に不安を抱える児童・生徒に対しては、関係機関と連携し、一人一人に寄り添った伴走型支援を継続します。幼稚園教育では、幼保こ小架け橋期のカリキュラムを推進し、小学校への円滑な接続を図ります。また、幼稚園の給食の提供回数を拡充し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

学校給食は、共同調理場の一部改修を行い、衛生対策の強化を図ります。

教育施設は、築39年になる南星中学校の施設改修を検討するため、耐力度調査を実施します。また、計画的に小中学校校舎の照明LED化に取り組みます。

生涯学習を推進するために、中央公民館や文化センターを拠点として、多くの町民の学び・体験・交流ができる機会の拡充を図ります。また、魅力ある図書館を目指し、電子図書や地域資料等の整備・充実を進めます。

交流関連事業は、海外移住者子弟研修生事業、民俗芸能交流会の開催、青少年国際交流事業で中学生のカナダ国派遣を実施します。また、文化センターに収蔵されている沖縄や南風原の歴史資料等をデータベース化して公開し、活用を推進します。

スポーツ振興は、黄金森公園施設を活用したスポーツキャンプ等を誘致します。また、町民に広くスポーツ活動の機会を設け、生涯スポーツや競技力向上の推進に取り組みます。

ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちについて 民生部の組織再編を行い、保健福祉課を福祉課に改め庁舎2階にこども課を移転するなど、地域福祉及び相談体制の強化を図ります。また、児童福祉機能と母子保健機能を一本化した「こども家庭センター」を設置します。

施設整備は、ちむぐくる館、宮平保育所及び北丘・本部の両児童館において照明LED化等を行います。

子ども・子育て支援は、こども誰でも通園制度の本格実施、こども医療費の高校卒業年齢までの現物給付

を継続します。学童待機対策は、新たに津嘉山小校区に1施設を新設します。こどもの貧困対策は、こども、若年妊産婦及び若者への切れ目ない支援を継続します。

障がい者（児）の自立に向けた支援の推進や高齢者の介護予防及び認知症対策の更なる推進を図ります。また、権利擁護を含む相談支援体制の強化、地域包括ケアシステムの発展を図り、障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが地域の一員として互いに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

町民の健康づくりは、特定健診の受診率向上を目指し、生活習慣病予防に重点を置いた保健活動を強化します。また、ちむぐくる館健康増進室を介護予防・生活習慣病の重症化予防の拠点とし、運動促進や効果的な情報発信の場として整備します。

持続可能な国民健康保険事業会計の構築に向け、給付と負担のバランスを図りつつ、保険者である県と連携しながら安定的な運営に取り組みます。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 農業振興は、農地の保全や土壌改良・地力増強として土づくり奨励補助を継続します。また、かぼちやの増産支援や農作物被害防止事業などを実施し、農業経営基盤の強化を図ります。

さらに、町農業委員会や農業関係団体と連携し、耕作放棄地等の解消、農地の確保・集積、新規就農者の担い手育成に取り組みます。

基幹作物のサトウキビは、経営支援や病虫害対策に取り組み生産拡大を図ります。

畜産振興は、経営の安定化を目指し、畜産公害・環境保全対策事業や家畜伝染病予防事業、畜産振興対策事業などを継続して実施します。

商工振興は、町商工会と連携し商品展開力強化支援事業を通じて特産品の開発、生産性向上に取り組みます。さらに町内中小企業の経営基盤強化を図り、本町への新たな企業立地を促進・支援し、雇用拡大を推進します。

雇用対策は、女性の活躍を推進するためにデジタル教育と就労まで一貫した支援を行う、地域女性活躍推進事業を継続します。

伝統的工芸品産業振興は、後継者育成事業等を実施し、琉球絣・南風原花織の新規従事者の養成と後継者育成に取り組みます。また、琉球絣事業協同組合と連携し、県内外での販路開拓、展示即売会やPR活動を支援します。

観光振興は、町観光協会と連携し観光施策の推進・振興を図るとともに、観光大使や「はえるん」の情報発信力を活用し、本町のPR活動を促進します。

みどりとまちが調和した安全・安心のまちについて
都市化や生活スタイルの多様化が進む中、地域との協働により、安全・安心な環境基盤の整備に取り組みます。

防災対策は、防災対策班を新設し体制強化を図ります。また、防災行政無線とデジタル媒体との連携により、迅速かつ的確な情報発信を図ります。さらに、自主防災組織の結成及び活動を支援し、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

また、特殊詐欺をはじめとする犯罪から町民の生命と財産を守るため、関係機関や地域社会と連携した総合的な対策を講じ、地域の安全・安心の確保に取り組みます。

道路事業は、引き続き町道9号線、10号線、16号線、143号線の整備を進めます。また、町道126号線の橋梁修繕設計業務、町内の橋梁定期点検を実施します。

街路事業は、引き続き津嘉山中央線（2工区）の整備を進めます。

公園事業は、黄金森公園の町民体育館建設については、急激な社会環境に対応するため詳細計画の見直しに取り組みます。あわせて陸上競技場斜面地の地すべり対策を実施します。また、津嘉山公園は継続して整備を実施します。

河川事業は、長堂川の浚渫工事を実施し、河川の氾濫対策や水質改善に取り組みます。

津嘉山北土地区画整理事業は、本部公園線の道路築造工事及び物件補償を中心に事業を進めます。

下水道事業の污水整備は、引き続き津嘉山北土地区画整理事業区域内、津嘉山集落内及び、本部・喜屋武・照屋地内の整備を進めます。また、雨水整備も継続して照屋地内、兼城地内の整備を進めます。

農業集落排水事業は、神里地区污水处理施設老朽化に伴う再整備事業に向けて取り組みます。

また、整備済み区域の下水道接続率の向上に取り組みます。

都市計画関連は、沖縄県が実施する市街化区域の定期見直しに向け、本町の将来像を見据えながら関係機関との協議を着実に進めます。あわせて、津嘉山公園の用途地域見直しに取り組みます。

土地利用関係は、南風原南インターチェンジ周辺照屋地区と津嘉山南エリアの土地区画整理の事業化に向けて、地権者組織の支援に取り組みます。

交通計画は、総合交通戦略に基づき、生活道路や通学路における安全対策に取り組みます。また、モビの実証運行が最終年度にあたることから、本格運行に向けた検証に取り組みます。

環境と共生する美しく住みよいまちについて 住み良い住環境と循環型社会の実現に向けて、町民やNPO、企業等と連携し、ごみの減量化や資源化・再利用を促進し、脱炭素社会の構築を目指します。

また、資源化物の収集分別の新たな体制について、町民への周知、丁寧な説明を行い、円滑な移行に取り組みます。

ごみの不法投棄対策は、巡回パトロールを強化し、立て看板等の設置や関係機関との連携を通じて、効果的な対策を講じます。

次世代を担う子どもたちへの環境教育の一環として、SDGsの取り組みや「はえばるエコセンター」を活用した環境講座、学校との連携による環境学習支援事業を実施し、子どもたちの環境意識の高揚を図ります。

町民の生活に密接に関わる悪臭等の公害問題に対しては、各関係機関と連携しながら生活環境の保全に努めます。

健全な行財政運営について 「第五次南風原町行政改革大綱」に掲げる3つの基本方針を柱に「行政改革大綱実施計画」に定めた具体的な取組事項を着実に推進し、急激な社会情勢の変化に対応するため、健全で持続可能な行財政経営と町民サービスの更なる向上に努めます。

また「南風原町DX推進計画」に基づき、行政手続のさらなる利便性向上や業務の効率化を図るなど、自治体DXを積極的に推進します。

予算編成について 令和8年度当初予算は、人件費の増加や物価高騰など厳しい財政状況を踏まえた予算編成となりました。

こうした状況の中において、第五次南風原町総合計画に掲げたまちづくり目標の達成に向け、特に教育、子育て支援、福祉分野など町民生活に直結する施策に重点を置いた予算編成を行いました。

今後も持続可能な財政基盤の確立に努め、重要な政策課題には必要な予算措置を講じながら、メリハリの効いた町政運営に努めてまいります。

おわりに、以上、令和8年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて申し述べました。

予算以外の審議案件といたしまして議案10件、また、追加議案として数件提出する予定です。議員各位の慎重なご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。令和8年3月3日、南風原町長 赤嶺正之。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上をもって町長の施政方針を終わります。

日程第 6．議案第 2 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第 6．議案第 2 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第 2 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出をいたします。内容については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは議案第 2 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。

今回の改正は、現行の執行体制に即した事務組織への見直しを図るため、長期間未配置となっている政策調整監の職を廃止するにあたり、南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるための提案となっております。以上が議案第 2 号の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番 大宜見洋文議員。

○8 番 大宜見洋文君 即決ではなくて委員会付託ということなので、質疑させてください。長く配置されていないということなんですけれども、調べてみたらですね、政策調整監を配置する主な意味としてネット検索してみたところ、行政運営全体を効率化し、複雑化する政策課題に効果的に対応するなどの、結構いい役割だなということを確認しました。この辺の意識は持たれているのか。今後、もしも新しく町長も変わったりしてですね、こういう体制が必要になってくるといった場合には、どういうまた手続が必要になるのか。それを今回廃止するということがどういうふうになるのかですね、ちょっとこの機会だけで判断するのは難しいんじゃないのかなと思うんですけれども、まず配置をやめる必要があるのかどうか、この辺の考え方としてどうなのか教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 まず設置した理由なんですけれども、政策調整監が平成 19 年 4 月 1 日からの設置となっております。その時点で、その状況の中で地方自治法の一部改正がございまして、そのときに助役の名称が副町長に変更されております。その時点で、町長からの事務委任により、副町長の権限が強化される

とともに業務の大幅な移譲が行われておりました。その対応策として政策調整監が設置されております。そのときの具体的な目的として 3 点ありまして、まず 1 つ目に町長、副町長の補佐役ということと、2 つ目に執行体制の強化、先ほどありましたとおり。3 つ目に、指示事項、決裁事項の迅速化を狙いとした副町長と部長の中間的な役割と位置づけて、部間の調整役を担うとして、こちら平成 19 年第 1 回臨時会の議会において、そういった提案理由の下、議会のほうの承認を受けてスタートしております。その後、平成 22 年ですかね、配置がなくなってきたんですけれども。経緯としましては、当時政策調整監でした方が平成 22 年 6 月 1 日に副町長就任ということとなっております。その後、確認したところ人選は取り組んでいたようですけれども、その後、配置が行われてきていなかったということとなっております。そういった中、当時部長制度のほうもある程度定着も図られてきたのかなということもあって、現在の各部の事務調整がある程度今円滑に行われているというところの考えから、今回の廃止について提案しております。

今後についてでございますが、今後の今回の条例であるんですけれども、もし特命としてそういった職がある場合には、部長職に関しては参事職ということで、町長の特命で配置することができます。また課長職については主幹ということで、配置できることから、まずその制度を活用して運営できればと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 8 番 大宜見洋文議員。

○8 番 大宜見洋文君 ネットで調べても、いろいろこれからの課題等にも対応できるような配置だと、自分としては理解しているので、是非委員会で深い議論をしていただきたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 2 号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第 7．議案第 3 号 南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第 7．議案第 3 号 南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第3号 南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例 南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 それでは議案第3号 南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例について、概要を申し上げます。

1点目、近年の法改正を背景に老人という表記を、高齢者に変更するため、条文中の「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改正するものであり、こちらは第1条、第2条関係であります。

2点目、文言の整理により「識者」を「識見を有する者」に改正、第3条関係。

3点目、課名変更により、「保健福祉課」を「福祉課」に改正、第7条関係。

4点目に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表中の「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改正、こちらは附則第2項による改正。

5点目、施行日、令和8年4月1日でございます。以上が、議案第3号の概要となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第3号 南風原町老人保健福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第4号 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例及び南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第4号 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例及び南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第4号 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例及び南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例及び南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。内容については、担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 議案第4号 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例及び南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例について、概要を申し上げます。

1点目、第1条について。南風原町障がい者計画策定委員会設置条例の一部改正。1点目、文言の整理により「識者」を「識見を有する者」に改正、第3条関係でございます。

2点目、課名変更により、「保健福祉課」を「福祉課」に改正するものであり、第7条関係でございます。

続いて第2条関係の南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部改正について。1点目、文言の整理により「学識経験者」を「識見を有する者」に改正するもので、第3条関係でございます。

2点目、課名変更により、「こども課」を「福祉課」に改正するものであり、第9条関係でございます。

施行日は、令和8年4月1日でございます。以上が、議案第4号の概要を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第4号 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例及び南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時09分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

日程第9．議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9．議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 議案第5号について、概要を申し上げます。

1点目、令和7年4月1日から制度化された乳児等通園支援事業については、令和7年度に限り、地域の実情に応じて実施可能な「地域こども・子育て支援事

業」の補助事業として位置づけされていたところ、令和8年度から全国で実施される給付制度となるため、従来の「地域こども・子育て支援事業」の利用者負担金に係る文言を削除するものでございます。第7条関係でございます。

2点目、従来の「地域こども・子育て支援事業」から全国で実施される給付制度となるため、利用者負担金に係る条文を新設するものであり、第7条の2関係でございます。

3点目、第7条の2の利用者負担金の条文を新設したことに伴い、利用者負担額等の減免対象の条文を追加するものが、第9条関係でございます。

4点目、第7条の改正及び第7条の2の新設に伴い、引用条文の改正を別表第5で行っております。

施行日は、令和8年4月1日でございます。以上が、議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について概要を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第6号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10．議案第6号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第6号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出をいたします。提案理由、内容については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 では議案第6号について、概要を申し上げます。

保育所等の施設における職員の児童に対する虐待について、施設からの通報義務等を設ける改正を第25条で行っております。

施行日は、公布の日でございます。以上が議案第6号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第7号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 議案第7号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第7号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。以下、内容等については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 議案第7号について、概要を申し上げます。

1点目、保育所等の施設における職員の児童に対する虐待について、施設からの通報義務等を設ける改正を第12条で行っております。

2点目、既に乳幼児に行われた健康診断等の内容が、家庭的保育事業等の実施すべき健康診断等の全部又は一部に相当する時には、その全部又は一部を行わないことができる対象に、児童相談所等が実施する利用開始前の健康診断に加えて、乳幼児に対する健康診査を追加する改正で、第17条で行っております。

3点目、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、家庭的保育者として従事することが認められる保育士資格を有する者の条件に追加を行う改正であり、第23条で行っております。

施行日は公布の日でございます。以上が、議案第7号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第8号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 議案第8号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第8号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容等については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 議案第8号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、概要を申し上げます。

1点目、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、放課後児童支援員として従事することが認められる保育士資格を有する者の条件に追加を行う改正を第10条で行っております。

2点目、保育所等の施設における職員の児童に対する虐待について、施設からの通報義務等を設ける改正を第12条で行っております。

施行日は公布の日でございます。以上が、議案第8号の概要でございました。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第9号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 議案第9号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第9号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 議案第9号の概要を申し上げます。

1点目、内閣府令の改正に合わせて、文言等の整理を行う改正を、目次、第9条、第10条、第13条、第16条、第18条、第20条、第26条、第27条で行っております。

2点目、保育所等の施設における職員の児童に対する虐待について、施設からの通報義務等を設ける改正を第13条で行っております。

3点目、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、乳児等通園支援事業所が置かなければならない保育士資格を有する者の条件に追加を行う改正を第22条で行っております。

4点目、子ども・子育て支援法に規定する特例地域型保育事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合に、第21条及び第22条に規定する設備基準及び職員基準を適用しないこととする条文を追加するもので、第

22条の2で改正を行っております。

施行日は令和8年4月1日でございます。以上が、議案第9号の概要でございます。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第10号 南風原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 議案第10号 南風原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第10号 南風原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 南風原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由、内容については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 議案第10号について、概要を申し上げます。

1点目、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度とは、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度であります。

2点目、条例制定の背景として、改正後の子ども・子育て支援法により、乳児等通園支援事業が給付制度に移行されることに伴い、運営基準を市町村は条例で定めなければならないとされています。本条例は内閣府令で定める基準に従い、又はそれを参酌するものとされていることから、内閣府令同様の条例を新たに制定いたします。

主な規定内容は10項目ございます。特定乳児等通園支援事業の一般的な原則に関する事項、利用定員に関する事項、面談に関する事項、提供拒否の禁止に関する事項、特定教育・保育施設等との連携に関する事項、支払いに関する事項、運営規程に関する事項、勤務体

制の確保等に関する事項、虐待等の禁止に関する事項、事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項となっております。

実施施設は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等となっております。

施行日は、令和8年4月1日でございます。以上が、議案第10号の概要となります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 町内の対象の人数って分かりますか。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまのご質疑にお答えします。令和8年度の予算に関しては、今8園、実施予定として計上しております。対象園児につきましては、保育所等に通っていない児童が対象になってきますので、ちょっと具体的な数値については把握しておりません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号 南風原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第11号 指定金融機関の指定期間の変更について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 議案第11号 指定金融機関の指定期間の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第11号 指定金融機関の指定期間の変更について 指定金融機関の設置についての一部を別紙のとおり改正いたします。提案理由、内容については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき提案するものです。

それでは議案第11号 指定金融機関の指定期間の変更についての概要を説明いたします。

指定金融機関の設置について、株式会社琉球銀行の

指定期間が、令和8年6月30日までとなっていることから、現在の指定金融機関である株式会社琉球銀行を令和8年7月1日から令和10年6月30日まで指定期間を延長するための提案となります。

以上が、議案第11号の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 本件は、総務民生委員会に付託されるものですが、金融機関への支払手数料は3年、4年前から一気に大きくなったと思います。手数料が。それで7月からは新たな2年間に入るので、ほかの金融機関との比較ももちろん吟味されたと思います。そして、例えば給与の振込手数料が1件当たり幾らなのか。1か月何百名で幾らなのかとか、1年間で幾らなのかとか、そのようなことが細かくなくてもいいですから、委員会での資料で提出いただければと思います。が、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時30分）

再開（午前11時31分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 ただいまご質疑ありました手数料、件数等、可能な限りまた委員会のほうで報告したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号 指定金融機関の指定期間の変更については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第16. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第17. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第17. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、この2件を一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規

定によって、議会の意見を求める。記、氏名、田本政子。住所、生年月日は表記のとおりでございます。令和8年3月3日提出、南風原町長 赤嶺正之。

提案理由といたしまして、上記の者は、人格識見高く、広く社会の実情に通じており、委員として適任であると思慮しますので提案いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。記、氏名、伊井智子。住所、生年月日は表記のとおりでございます。令和8年3月3日提出、南風原町長 赤嶺正之。

提案理由、上記の者は、人格識見高く、広く社会の実情に通じており、委員として適任であると思慮しますので提案いたします。ご審議の上、議決を賜いますようよろしくお願いをいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから諮問第1号から諮問第2号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって諮問第1号から諮問第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから諮問第1号から諮問第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は原案のとおり適任とすることに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

これから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。本案は原案のとおり適任とすることに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、適任とすることに決定しました。

日程第18. 報告第1号 令和8年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 報告第1号 令和8年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 報告第1号 令和8年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和8年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告します。お手元に令和8年度の事業計画書を配付しています。これはさきの沖縄県町村土地開発公社の理事会で承認された計画書となっております。南風原支社については、令和8年度は事業を予定していないことから記載はございません。以上、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告とします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第1号 令和8年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

日程第19. 報告第2号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第19. 報告第2号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 まず報告第2号、報告第3号の前に、町長からも先般おわびがございました件でございます。補助機関の事務の総括者としての立場から議員、そして町民の皆さんにご迷惑をかけたことに対しておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。以上の件を踏まえ、今後、より実効性のある事務改善、こういったふうな研修が効果的なのかというのを含めて、今後庁内全体で事務改善に努めてまいります。

それでは報告第2号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告をします。以下、内容について

は担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは、内容のほうを説明いたします。まず1つ目に専決処分事項、和解及び損害賠償額の決定についてです。2つ目に、相手方、南風原町字宮平在住の個人となっております。3点目、事故の概要ですが、令和7年3月27日、町道43号線を草刈り機で除草作業を行っていた際に、離れて駐車していた車両のフロントガラスに小石が当たり、損傷させたものとなっております。4つ目、損害賠償額が13万4,255円となっております。次のページに事故の発生状況略図が添付してありますので、お目通しいただきたいと思います。

私のほうから、今回のこの事案について、ちょっと経緯をご説明させていただきたいと思います。まず、本事案は令和7年3月27日に、担当課より総務課へ事故報告書の提出がございました。それに基づき保険会社へ申請手続きを行い、4月上旬に担当課へ保険適用との通知を受けております。本来であれば、その後、町長までの専決処分の事務手続を行うべきでしたが、担当課における誤った認識により課長決裁としたことによるものです。令和8年2月に別事案確認中に、本件の議会報告漏れが判明し、今回の提案となっております。今後は同様な事案が発生しないよう職員研修を行い、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 私自身も共同作業などで草刈り機をよく使うし、ほかの皆さんもそうだと思います。それで今後の自分たちのためにも聞きたいんですけども、どのような状況で起きたのかなと。この図面を見ると、作業現場から車までは15メートルくらい離れていたのかなと思うんですが、どんな草刈り機を使っていたのかな。どのぐらいの石が飛んで行って、フロントガラスに当たって、それがどのぐらいの損傷だったのか、ひびだったのか、割れちゃったのか。

もう1つは、多分私もこの近くの国道での草刈り作業を見たことがあるんですが、その際にはネットを持って、移動しながら小石が飛ばないように2名、3名で共同でやっているのを見たことがあるんですが、この事故が起きたときにはどうだったのかなということを伺いたいです。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。こちらのほうの状況なんですけど、議員おっしゃるとおり15メー

トルぐらい、作業している場所と被害に遭った車との距離は15メートル程度はありました。被害についてなんですが、小石が飛んでですね、フロントガラスのほうに3ミリ程度の穴が開いたというのが被害状況となっております。あとは作業する際、車両とかが近い場合はネットとかを設置してやっているんですが、15メートルの距離が離れているということで、その当時はネットのほうを設置していなかったというところが状況となっております。

草刈り機のほうは、通常の刈払い機のほうで行ってございました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

報告第2号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

日程第20. 報告第3号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第20. 報告第3号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 報告第3号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告いたします。以下、内容等については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 それでは、内容についてご説明いたします。1つ目に、専決処分事項、和解及び損害賠償額の決定について。2つ目に、相手方、西原町在住の個人となっております。3点目、事故の概要ですが、令和7年11月11日火曜日、午前8時10分頃、字宮城地内の道路（里道）において、道路陥没に気づかず陥没に侵入し、左前輪タイヤハウス周辺を損傷しております。損害賠償額が6万5,595円となっております。こちらのほうの過失割合は80%となっております。同様に略図がついてますので、お目通しください。

本件につきましても、報告第2号と同様に担当課における専決処分の事務手続の認識不足によるものです。重ねておわび申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 里道ということと、この時間帯ですね、

どれぐ
らいの陥没だったのか教えてもらえますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。深さは8センチで、幅が68センチ、長さが90センチのくぼみの場所となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑はありませんか。
(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

報告第3号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告については、これをもって終了します。

次の議題に入る前に、こども課長より発言訂正の申し出がありますので、これを許します。こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 議案第10号の答弁のほうで、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

先ほど実施施設は8施設と表現しましたがけれども、認可保育所等が8施設、プラス町立宮平保育所の合計9施設が対象となります。以上です。

日程第21. 決議第1号 議員派遣の件について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第21. 決議第1号 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議システムに保存のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、提案のとおり派遣することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午前11時48分)

再開(午前11時50分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 発言取消しをお願いしたいと思います。

と
いう発言を取り消させていただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午前11時50分)

再開(午前11時53分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 先ほどの質疑の発言を取り消させていただきます。よろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は、全部終了しました。これにて散会します。お疲れさまでした。

散会(午前11時53分)